

国立大学法人運営費交付金算定ルールについて

1. 現状について

現在、国立大学法人の運営費交付金算定ルールについて、財務省と協議を行っているところである。現時点においては、まだ合意に至っていないものが多く詳細な内容をお示しすることは困難であるが、概算要求時に文部科学省（案）として策定した算定ルールとの相違点としては、以下がポイントとなっているところである。

共 通 理 解

○中期計画の収支予算

中期計画に添付する収支予算は、各大学が中期計画に記載した事業計画を遂行するために必要となる予算を各大学が自ら算定するものである。よって、運営費交付金算定ルール上の収支予算総額や事業区分別の予算額は、各大学が策定する中期計画に添付する収支予算を策定するための参考資料的な扱いとなる。

算定ルールで計算される運営費交付金を除き、各大学は自己収入・支出予算とも自ら積算し、中期計画に記載する事業費予算総額を策定する。

相違点のポイント

○算定上の考え方

1. 基本的考え方（調整中）

当初案・・・運営費交付金を算定するために、毎年度すべての収入・支出予算をルール上見積もり、その差額を運営費交付金として算出。

調整案・・・法人初年度のみ収支差により運営費交付金を算定し、その後は初年度の運営費交付金から運営費交付金に反映させる必要のある事業経費の増減額等を直接交付金に加減算して算出。

（ただし、効率化額等を算定するためにルール上の収入支出予算は引き続き管理）

2. 収入の考え方

法人の自主性・自律性を高めるために、自己収入については、原則として法人初年度の収入予算額に固定する。(運営費交付金に影響させる自己収入を入学料、授業料収入とし極力限定。標準額改定に伴う影響額の考えについては調整中。)

3. 支出の考え方 (調整中)

当初案・・・「標準」「特定」に区分、組織別の事業費区分。

調整案・・・「標準」「特定」の区分について検討中

事業形態上(一般管理費、教育・研究費、病院経費)の事業費区分に変更。

人件費・物件費の区分を設けない。

病院経費を教育研究と一般診療に区分。(教育研究は運営費交付金対象)

調整中の運営費交付金算定ルール (案)

国立大学法人の教育研究活動の特性に最大限配慮しつつ、一定の効率化を図ることは必要。一方で、政策的な需要への対応や大学の教育研究活動の進展に対応するための増額の仕組みを設ける。

※ 効率化係数、政策係数については、現時点では本算定ルール中には記載していない。

〇〇大学運営費交付金

〇〇大学運営費交付金 = 学部教育等標準運営費交付金 A (y) + 特定運営費交付金 B (y) + 附属病院運営費交付金 C (y)

I 学部教育等標準運営費交付金

学部教育等標準運営費交付金 A (y) = [一般管理費 D (y) + 学部・大学院等教育研究費 E (y) + 教育等施設基盤経費 H (y)] - [入学料収入 I (y) + 授業料収入 J (y)]

II 学部教育等標準運営費交付金対象事業費

1. 一般管理費

$$\text{一般管理費 } D(y) = \text{前年度一般管理費 } D(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$D(y)$: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

2. 学部・大学院等教育研究費

$$\text{学部・大学院等教育研究費 } E(y) = \text{学部・大学院教育研究費 } F(y) + \text{附属学校教育研究費 } G(y)$$

(1) 学部・大学院教育研究費

$$\text{学部・大学院教育研究費 } F(y) = \text{前年度学部・大学院教育研究費 } F(y-1) \times \text{教育研究組織係数 } \gamma \text{ (係数)} \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$F(y)$: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 教育研究組織係数。教育研究組織の新設改廃に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。(調整中)

(2) 附属学校教育研究費

$$\text{附属学校教育研究費 } G(y) = \text{前年度附属学校教育研究費 } G(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$G(y)$: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3. 教育等施設基盤経費

$$\text{教育等施設基盤経費 } H(y) = \text{前年度教育等施設基盤経費 } H(y-1) \times \text{施設面積調整係数 } \varepsilon \\ (\text{係数}) \times \text{消費者物価指数 } \beta (\text{係数})$$

$H(y)$: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε : 施設面積調整係数。施設の保有基準面積の変動に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。(調整中)

III 学部教育等運営費交付金対象収入

1. 入学料収入

$$\text{入学料収入 } I(y) = \text{入学料収入 } I(x) \pm \text{収入調整額 } \delta$$

$I(x)$: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

δ : 標準額改定に係る影響額。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な調整額を決定。(調整中)

2. 授業料収入

$$\text{授業料収入 } J(y) = \text{授業料収入 } J(x) \pm \text{収入調整額 } \delta$$

$J(x)$: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

δ : 標準額改定に係る影響額。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な調整額を決定。(調整中)

IV 特定運営費交付金

$$\text{特定運営費交付金 } B(y) = [\text{学部・大学院等教育研究費 } E'(y) + \text{附置研究所経費 } L(y) \\ + \text{附属施設等経費 } M(y) + \text{特別教育研究経費 } N(y) + \text{特殊要因 } O(y)] - [\text{検定料収入 } P(y) + \text{入学料収入 } I'(y) + \\ \text{授業料収入 } J'(y) + \text{国費留学生教育費収入 } Q(y) + \text{雑収入 } R(y)]$$

V 特定運営費交付金対象事業費

1. 学部・大学院等教育研究費

$$\text{学部・大学院等教育研究費 } E'(y) = \text{学部・大学院教育研究費 } F'(y) + \text{附属学校教育研究費 } G'(y) + \text{教育・研究診療経費 } K(y)$$

(1) 学部・大学院教育研究費

$$\text{学部・大学院教育研究費 } F'(y) = \text{前年度学部・大学院教育研究費 } F'(y-1) \times \text{教育研究組織係数 } \gamma \text{ (係数)} \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$F'(y)$: 各大学における学部・大学院の教育研究活動の実態を反映するために必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 教育研究組織係数。教育研究組織の新設改廃に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。(調整中)

(2) 附属学校教育研究費

$$\text{附属学校教育研究費 } G'(y) = \text{前年度附属学校教育研究費 } G'(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$G'(y)$: 各大学における附属学校の教育研究活動の実態を反映するために必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(3) 教育・研究診療経費 (区分について調整中)

$$\text{教育・研究診療経費 } K(y) = \text{前年度教育・研究診療経費 } K(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$K(y)$: 各大学における附属病院の教育・研究診療活動の実態を反映するために必要となる教職員の人件費相当額及び教育・研究診療経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

2. 附置研究所経費

$$\text{附置研究所経費 } L(y) = \text{前年度附置研究所経費 } L(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$L(y)$: 各大学における附置研究所の研究活動の実態を反映するために必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3. 附属施設等経費

$$\text{附属施設等経費 } M(y) = \text{前年度附属施設等経費 } M(y-1) \times \text{消費者物価指数 } \beta \text{ (係数)}$$

$M(y)$: 各大学における附属施設の教育研究活動の実態を反映するために必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4. 特別教育研究経費

$$\text{特別教育研究経費 } N(y) = \text{特別教育研究経費 } N(x)$$

$N(x)$: 当該事業年度において特別に措置する新規教育研究組織にかかる事業費や教育研究設備、時限付きの教育・研究経費等であり、透明性の高い選定プロセスにより措置。

5. 特殊要因経費

$$\text{特殊要因経費 } O(y) = \text{特殊要因経費 } O(x)$$

$O(x)$: 当該事業年度に義務的に必要となる退職手当、建物新営設備や移転費等の特殊要因。

Ⅵ 特定運営費交付金対象収入（17年度以降は運営費交付金の算定に影響をさせない自己収入）

1. 入学検定料収入

$$\text{入学検定料収入 } P(y) = \text{入学検定料収入 } P(y-1)$$

※入学検定料収入は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

2. 入学料収入（入学定員超過分）

$$\text{入学料収入 } I'(y) = \text{入学料収入 } I'(y-1)$$

※入学料収入（入学定員超過分）は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

※一定の割合を超える定員超過分の取り扱いについては、要検討。

3. 授業料収入（収容定員超過分）

$$\text{授業料収入 } J'(y) = \text{授業料収入 } J'(y-1)$$

※授業料収入（収容定員超過分）は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

※一定の割合を超える定員超過分の取り扱いについては、要検討。

4. 国費留学生教育費収入

$$\text{国費留学生教育費収入 } Q(y) = \text{国費留学生教育費収入 } Q(y-1)$$

※国費留学生教育費収入は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

5. 雑収入

$$\text{雑収入 } R(y) = \text{雑収入 } R(y-1)$$

※雑収入は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

VII 附属病院運営費交付金（区分について調整中）

一般診療経費及び債務償還金（元金、利息）の合計額は、病院収入と収支相応すべきであるが、個別法人において収支相応していない場合には、収入補填のために一定条件のもと運営費交付金を算定する。

$$\text{附属病院運営費交付金 } C(y) = [\text{一般診療経費 } S(y) + \text{債務償還金 } T(y) + \text{特殊要因 } U(y)] - [\text{附属病院収入 } V(y) \times \text{経営改善係数 } \lambda (\text{係数})]$$

λ : 経営改善係数。17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。本係数は、病院収入に対する改善係数として設定するが、運営上は一般診療経費の合理化による対応による場合もあり得る。

※上記算定ルールにより附属病院運営費交付金がマイナスとなった年度以降は、「一般診療経費+債務償還金」と「附属病院収入」は同額で推計する。

VIII 附属病院運営費交付金対象事業費

1. 一般診療経費

$$\text{一般診療経費 } S(y) = \text{一般診療経費 } S(y-1)$$

※各大学における附属病院の一般診療活動の実態を反映するために必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。

※一般診療経費は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

2. 債務償還経費

$$\text{債務償還金 } T(y) = \text{債務償還金 } T(x)$$

$T(x)$: 当該事業年度に必要な債務償還金額。なお、16年度以降の新規借入金に係る債務償還金については、当該経費に含めない。（取り扱いについて調整中）

3. 附属病院特殊要因経費

附属病院特殊要因 $U(y) = U(x)$

$U(x)$: 当該事業年度に必要となる再開発等に伴う特殊要因。(休床等の影響額)

IX 附属病院運営費交付金対象収入

附属病院収入 $V(y) = \text{附属病院収入 } V(y-1)$

※附属病院収入は、16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額を見積もることにより、運営費交付金算定に影響させない。

上記のほか、産学連携等収入や寄付金収入等の外部資金については、運営費交付金算定に影響させない。